

福祉住環境コーディネーター検定試験®

1 級公式テキスト 改訂4版

追補資料

- 本「1級公式テキスト改訂4版」について、2018年1月末日現在での情報に基づき、内容を追補いたします。
- 本追補資料はテキストとともに出題範囲に含まれますので、第41回試験を受験される方は、本追補資料を合わせて学習していただきますようお願い申し上げます。

なお、検定試験において、テキストおよび追補資料いずれにも記載されている事項を出題する場合、原則として法律の時期等を明確にすることといたします。

改訂4版の発刊以降、主な制度について、以下のように改正されています。
この追補資料では、その改正内容などをもとにした内容を記述しています。

1 節 介護保険制度等の改正〔第2章第1節、第2節／第4章第2節関連〕 … 1級 追補1ページ

◎地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

【2017.6.2法律第52号】他

2 節 障害福祉施策関連〔第2章第3節／第4章第3節関連〕 …… 1級 追補4ページ

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律

【2016.6.3法律第65号】他

3 節 住宅施策〔第4章第2節、第3節関連〕 …… 1級 追補8ページ

◎住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

【2017.4.26法律第24号】他

4 節 バリアフリー等施策〔第3章第1節、第2節関連〕 …… 1級 追補11ページ

5 節 その他の見直し …… 1級 追補12ページ

1 節 介護保険制度等の改正〔第2章第1節、第2節／第4章第2節関連〕

平成29年改正法の成立

「介護保険法」に基づく介護保険制度は、主に3年ごとに見直されてきたが、こうした制度改正の経緯や、介護保険制度を取り巻く状況の大きな変化を踏まえつつ行われる、介護保険制度等

の2017（平成29）年改正が、2018（平成30）年4月等施行により実施される。

この改正にあたり、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、必要な人に必要なサービスが提供されるようにするため、2017年6月2日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布された。改正のポイントは2点、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と、「介護保険制度の持続可能性の確保」である。

新たな介護保険施設の創設等（地域包括ケアシステムの深化・推進）

従来より廃止が決められており、転換が進められている介護療養型医療施設の機能（日常的な医学管理や看取り・ターミナル等）を引き継ぎつつ、生活施設としての機能を兼ね備えた新しい介護保険施設として、介護医療院が2018（平成30）年4月から創設される。介護医療院におけるサービスは、施設サービスに位置づけられており、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護・医学管理の下における介護や機能訓練などの医療のほか、日常生活上の世話が提供される。同時に医療法上においても医療提供施設として位置づけられる。病院や診療所ではないが、病院等から転換した場合は転換前の名称を引き続き使用できるなどの経過措置が設けられる。

なお、旧来の介護療養型医療施設については、2018年3月31日で経過措置の期限を迎え廃止される予定であったが、平成29年改正法により「健康保険法等の一部を改正する法律」が改正され、2024年3月31日まで廃止期限が6年間延長されている。

地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等（地域包括ケアシステムの深化・推進）

○地域福祉推進の理念・地域福祉計画の充実

「社会福祉法」の改正により、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする人やその世帯が抱えるさまざまな分野にわたる地域生活課題を把握し、関係機関との連携などにより解決を図る旨が規定される。一方、市町村においては、この理念の実現のため、包括的な支援体制づくりに努める旨が規定される。

具体的には、地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や、住民に身近な圏域において分野を超えて地域生活課題に総合的に相談に応じ関係機関と連絡調整等を行う体制、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関の協働等による包括的な支援体制の整備が求められる。

また、地域福祉計画の充実として、市町村・都道府県において地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、地域福祉計画の記載事項に、高齢者・障害者・児童等の福祉に関して共通して取り組むべき事項を追加し、福祉の各分野の上位計画に位置づけることとされている。

○共生型サービスの創設

高齢者・障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に共生型サービスが位置づけられる。「介護保険法」の指定を受けた事業所や「児童福祉法」の指定を受けた障害児通所支援事業所、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の指定を受けた障害福祉サービス事業所について、いずれか1つの指定を受けた事業所から他の指定申請があった場合、指定を受けやすくする特例が設けられる。

○有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化

「老人福祉法」の改正により、有料老人ホームについて、入居者保護の強化が図られる。

有料老人ホームの設置者は、入居の選択が適切に行われるための情報を都道府県知事に報告し、都道府県知事はそれを公表する。また、福祉に関する法律等の違反があり、入居者保護の必要があるときは、設置者に事業の制限・停止を命じることができる（このとき都道府県知事は入居者に必要な助言などの援助を行うよう努める）。

「介護保険法」でも、市町村が前述の命令について都道府県から通知を受けたときは、地域密着型サービスの指定の取り消し、または期間を定めて指定の全部・一部の効力を停止できる。

このほか、「介護保険法等の一部を改正する法律」が改正され、前払金の保全措置の対象が拡大される。従来義務対象外だった2006（平成18）年3月31日以前に届出がされた有料老人ホームも対象となる（2021年4月1日以後の入居者から適用）。

定率負担の見直し（介護保険制度の持続可能性の確保）【2018（平成30）年8月施行】

介護保険制度の利用者負担割合は、制度創設以来、一律1割とされてきたが、2015（平成27）年8月より、一定以上の所得のある65歳以上の人（第1号被保険者）については、負担割合が2割となった。

平成29年改正では、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現役並みの高い所得を有する第1号被保険者の利用者負担割合が、2018（平成30）年8月から、2割から3割に引き上げられる。

この3割負担となる現役並み所得の具体的な基準については、「合計所得金額220万円以上」かつ「年金収入＋その他の合計所得金額340万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上）」であり、これは、単身で年金収入のみの場合、344万円以上に相当する。

なお、これは保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、高齢者世代内での負担の公平化を図るためのものであり、65歳未満の第2号被保険者は対象とはならない。

また、保険料未納期間がある場合などは、1割・2割負担者の場合は7割給付（3割負担）に保険給付率が引き下げられるが、3割負担者の場合は給付率が6割となる。

認知症施策の推進

認知症施策については、2015（平成27）年1月に策定された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）で示されている7つの柱（普及・啓発、介護者支援、本人視点の重視など）に沿って推進していくことが必要である。このため、認知症に関する施策の総合的な推進等として、新オレンジプランの基本的な考え方が「介護保険法」に位置づけられた。

具体的には、国および地方公共団体は、①認知症の理解を深めるための知識の普及や啓発、②認知症の人の介護者への支援の推進、③認知症の人およびその家族の意向の尊重への配慮に努めなければならないと規定された。

なお、この新オレンジプランの対象期間は2025年までであるが、施策ごとの具体的な数値目標については2017（平成29）年度末等を当面の目標設定年度とされており、2017年7月に、2020年度末等を目標設定年度とする改訂が行われた。

福祉用具・住宅改修の改正

○福祉用具貸与の見直し【2018（平成30）年10月等実施予定】

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保するため、福祉用具貸与について次のような見直しが行われる。①国による全国平均貸与価格の公表、②福

祉用具専門相談員に対し、貸与する際に貸与価格と全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけ、③貸与価格の上限を設定。これらの見直しについては2018（平成30）年10月からの実施を予定しているが、福祉用具専門相談員による複数の商品提示については、同年4月からの実施を予定している。

○住宅改修の見直し

事業者により技術や施工水準のばらつきが大きいなどの課題から、住宅改修の内容や価格を保険者が適切に把握・確認できるようにし、利用者の適切な選択に資するため、次のような見直しが行われる。①事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式を国が示す、②複数の住宅改修事業者から見積もりをとるよう利用者に対する説明を促進する。このほか、建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター等の知見を備えた人が適切に関与している好事例を国が広く紹介することを通じ、全国的に広げていく。

2 節 障害福祉施策関連〔第2章第3節／第4章第3節関連〕

平成28年改正法の成立

2013（平成25）年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスのあり方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされてきた。

このため、基本的な考え方として新たな地域生活の展開や障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応、質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備について検討し、2016（平成28）年6月3日に、「障害者総合支援法」「児童福祉法」を改正する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布された。

障害者の望む地域生活の支援 ※このほか共生型サービスの創設については追補2ページを参照

○地域生活を支援する新たなサービスの創設

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う新たなサービス、「自立生活援助」が創設される。

支援内容としては、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除などの課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化・通院の有無、地域住民との関係の良好さなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請に対し、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。

○就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題（生活リズム、体調の管理、給料の浪費等）が生じている障害者に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行う新サービス、「就労定着支援」が創設される。

支援内容としては、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援、具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施する。

○重度訪問介護の訪問先の拡大

従来、最重度の障害者（四肢の麻痺・寝たきりの状態等）が医療機関に入院した場合、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから、①体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法がとられにくくなることにより苦痛が生じてしまう、②行動上著しい困難を有する場合、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を起こし、自傷行為等に至ってしまう事例があるとの指摘があった。

このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している場合、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるようになる。

障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

○居宅訪問により児童発達支援を提供する新たなサービスの創設

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障害児について、発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新たなサービス、「居宅訪問型児童発達支援」が創設される。

支援内容としては、障害児の居宅を訪問し、手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動や絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動等、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

○保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対し他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対し障害児の特性に応じた支援内容や関わり方の助言等を行うことができるようになる。

○医療的ケアを要する障害児に対する支援

NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。

このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築など、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとなる。

○障害児のサービス提供体制の計画的な構築

「児童福祉法」に基づく障害児通所・入所支援などについても、障害福祉サービスにかかる障害福祉計画同様、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県・市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。障害児福祉計画は厚生労働大臣の定める基本的な指針

に即して定められ、また、障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

○補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

購入を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象となる。これにより、補装具費の対象は、補装具の購入、借受けまたは修理に要した費用となる。「貸与」が適切と考えられる場合とは、たとえば、①成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児、②障害の進行により、短期間の利用が想定されるもの、③仮合わせ前の試用貸与が適切と考えられる場合などが想定され、身体への適合を図るための製作が必要なもの等については、貸与にはなじまないものと考えられる。

○障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

介護保険制度や子ども・子育て支援制度と同様に、情報公表制度が創設される。

具体的には、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとするとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表するしくみとなっており、利用者はインターネット等を通じて事業所の情報を閲覧する。

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定

障害福祉サービスの確保等に関する計画である障害福祉計画、「児童福祉法」に基づく障害児福祉計画について基本的事項や成果目標等を定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）の見直しが2017（平成29）年3月31日に告示された。基本指針見直しの主なポイントは、①地域における生活の維持および継続の推進、②就労定着に向けた支援、③地域共生社会の実現に向けた取り組み、④精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、⑤障害児のサービス提供体制の計画的な構築、⑥発達障害者支援の一層の充実となっており、これに即して市町村・都道府県において第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画が策定される。その他自立支援給付および地域生活支援事業ならびに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項としては、障害者等に対する虐待の防止や障害を理由とする差別の解消の推進などが見直されている。

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定期間は2018（平成30）年度から2020年度となっており、障害福祉計画と障害児福祉計画は一体のものとして作成することができる。

第4次障害者基本計画の検討

2013（平成25）年度から5年を計画期間とした「障害者基本計画（第3次計画）」が、2017（平成29）年度で終了することから、現在、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間を計画期間とした、「障害者基本計画（第4次計画）」策定に向けた検討が進められている。

障害者基本計画においては、障害者基本法の目的を達成すると共に、①「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会、②2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、成熟社会における我が国の先進的な取り組みを世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会、③障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会を、計画を通

じて実現を目指すべき社会と位置づけ、目標値を含めた成果目標を掲げる案が示されている。

第4次障害者基本計画は、2018年3月を目途に閣議決定、国会報告が行われ、同年4月より計画期間が開始される予定である。

「障害者総合支援法」の対象疾病を追加

「障害者総合支援法」の対象となる難病等については、2015（平成27）年7月には第2次対象疾病として332疾病へと拡大され、対象疾病は指定難病より範囲が広がっている。

さらに2017（平成29）年度実施分として指定難病の検討対象とされた疾病のうち、障害者総合支援法の対象となる疾病について障害者総合支援法対象疾病検討会で検討が行われ、この結果、26疾病が加わり、2017年4月から358疾病に拡大された。

今後も検討を続け、対象拡大が見込まれている。

「障害者雇用促進法」の改正が一部施行

2013（平成25）年6月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」について、障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応（①障害者に対する差別の禁止、②合理的配慮の提供義務、③苦情処理・紛争解決援助）等に関する見直しが、2016（平成28）年4月に施行された。これにより、雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いが禁止されたほか、過重な負担を及ぼす場合を除き、事業主に、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることが義務づけられるなどの見直しが図られた。

なお、障害者に対する差別の禁止にかかる具体的な措置や、合理的配慮に関して適切かつ有効な実施を図るために必要な事項については、2015（平成27）年3月に「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針（障害者差別禁止指針）」「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針（合理的配慮指針）」がそれぞれ示された。

改正法では、このほか法定雇用率の算定基礎などが見直され、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられている。この規定については2018（平成30）年4月に施行され、施行後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引き上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする経過措置が設けられた。

また、法定雇用率については、同年4月以降およびこれより3年を経過する日（2021年4月）の前までに、以下のように引き上げられる。

	～2018年3月	2018年4月～	2021年4月の前までに
一般の民間企業	2.0%（50人以上）	2.2%（45.5人以上）	2.3%（43.5人以上）
特殊法人	2.3%（43.5人以上）	2.5%（40人以上）	2.6%（38.5人以上）
国および地方公共団体	2.3%（43.5人以上）	2.5%（40人以上）	2.6%（38.5人以上）
都道府県教育委員会	2.2%（45.5人以上）	2.4%（42人以上）	2.5%（40人以上）

「発達障害者支援法」の改正が施行

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、「発達障害者支援法」が改正された。改正法は2016（平成28）年5月に成立し、同年8月1日から施行された。

ここでは、たとえば「発達障害者」の定義を、発達障害がある者であって発達障害および社会

的障壁により日常生活または社会生活に制限を受けるものと、「社会的障壁」の定義を、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものと規定されているほか、以下のような基本理念が新設された。

①発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されることおよびどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として行われなければならない。

②発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として行われなければならない。

③発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態および生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関および民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

このほか、国・地方公共団体・国民の責務について見直されたほか、権利利益の擁護に関する改正や発達障害者支援地域協議会の新設など、多様な見直しが行われた。

「障害者差別解消法」の施行

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等および事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、差別の解消を推進し、もってすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

国および地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならないとされ、また、行政機関等および事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善および設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

これに基づき、2015（平成27）年2月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が閣議決定された。基本方針は、障害を理由とする差別（障害者差別）の解消に向けた、施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものであり、行政機関等や事業者に対し義務づけられている合理的配慮の考え方なども記されている。

3 節 住宅施策〔第4章第2節、第3節関連〕

「住宅セーフティネット法」の改正

空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図るため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）が、2017（平成29）年4月に改正され、同年10月25日に施行された。改正法では、住宅確保要配慮者とは、①公営住宅法に定める算定方法による月収が15万8千円を超えない者、②被災者（災害発生から起算して3年を経過していないもの）、③高齢者、④障害者、⑤18歳未満の子ども（18歳到達以後最初の3月31日までの間にある者）がいる世帯、⑥その他外国人等のいずれかと定義された。また、国土交通大臣が定める住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（基本方針）に、①住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関する事項、②住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項、③後述する都道府県賃貸住宅供給促進計画・市町村賃貸住宅供給促進計画の作成に関する基本的な事項が追加された。

このほか、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、住宅確保要配慮者のマッチング・入居

支援に関する規定が追加され、登録住宅の改修に対する支援措置（独立行政法人住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資など）や低額所得者の入居負担軽減のための支援措置など、登録住宅の改修・入居への経済的支援を含め、新たな住宅セーフティネット制度が開始された。

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

○都道府県・市町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定

都道府県・市町村は、基本方針に基づき、都道府県賃貸住宅供給促進計画・市町村賃貸住宅供給促進計画を作成することができる。計画に記載する事項は以下のとおりである。

都道府県賃貸住宅供給促進計画	市町村賃貸住宅供給促進計画
①当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標	①当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
②次に掲げる事項であって、①の目標を達成するために必要なもの	②次に掲げる事項であって、①の目標を達成するために必要なもの
(1)住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項	(1)住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
(2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項	(2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
(3)住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項	(3)住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
③計画期間	③計画期間

このほか、区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要な事項などを記載する。なお、供給促進計画に優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記すことで、3か月以上特定優良賃貸住宅の入居者を確保できない場合は、自治体の承認により住宅確保要配慮者に対して5年を上回らない期間賃貸できる、入居者特例が設けられる。

○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度の創設

住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業）を行う場合、賃貸人は住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）を、都道府県・政令市・中核市に登録する制度が創設された。都道府県等は登録された賃貸住宅の情報を開示するとともに、登録事業者に報告徴収・指示・登録取り消しを行うなど、指導監督を行う。

登録は集合住宅の1住戸でも可能であり、また、入居を拒まない住宅確保要配慮者の範囲を限定することが可能である（ただし、不当にその範囲を制限することはできない）。

セーフティネット住宅として登録されるには、たとえば床面積が25㎡以上であることなど、規模・構造・設備等について一定の基準に適合する必要がある。一方、共同居住型住宅（いわゆるシェアハウス）については、たとえば住宅全体の床面積による基準を満たすとともに、1人の専用居室の面積が9㎡以上であることなど、特別の登録基準が設けられている。

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

○都道府県による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定

都道府県は、特定非営利活動法人（NPO法人）や一般社団法人、一般財団法人等の法人のほか、住宅確保要配慮者の居住支援を行うことを目的とする会社のうち、基準に適合すると認められる

ものの申請に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（支援法人）として指定できる。

支援法人が行う業務は、以下のとおり。

①登録事業者からの要請に基づく、登録住宅入居者の家賃債務の保証

②住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助

③賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定・向上に関する情報の提供、相談その他の援助

④①～③に掲げる業務に附帯する業務

○住宅確保要配慮者居住支援協議会による登録住宅等の情報提供・入居相談

地方公共団体、支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、住宅確保要配慮者居住支援協議会（支援協議会）を組織することができる。

支援協議会が組織された地方公共団体の区域について地域住宅協議会が組織されている場合は、相互に連携を図り、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するよう努める。

なお、居住支援協議会等の活動支援に関しては、国が必要な費用を補助している。

○保護の実施機関による被保護入居者の状況の把握など

支援協議会の構成員である等の条件を満たす登録事業者は、生活保護受給者（被保護者）である入居者が家賃等の請求に応じない場合や、滞納している場合など、居住の安定の確保を図る上で支障となる事情がある場合は、その旨を保護の実施機関に通知することができる。

保護の実施機関は、保護の目的を達成するために必要な措置を講ずる必要があるかどうかを判断するため、速やかに被保護入居者の状況の把握等の措置を講じる。

具体的には、被保護入居者が住宅扶助費を家賃等の支払いに充てず滞納している場合などに、代理納付（保護の実施機関から直接賃貸人に支払うこと）の可否を判断する場合があげられる。

○住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

家賃債務の保証を業とする支援法人やその他の家賃債務保証業者は、独立行政法人住宅金融支援機構と家賃債務保証保険契約を締結し、入居者の家賃債務を保証した金額が一定の額に達するまで、その保証について住宅金融支援機構と保険関係を成立させている。これにより、保険事故にかかる保険価格の100分の70を1年間、保険金額として請求できる。

市町村におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和等

2016（平成28）年5月20日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）が改正され、市町村において定めることができる市町村高齢者居住安定確保計画においても、区域内のサービス付き高齢者向け住宅の登録基準について強化・緩和等が可能となった。この見直しは2016年8月20日に施行され、従来の高齢者居住安定確保計画は、都道府県高齢者居住安定確保計画となった。サービス付き高齢者向け住宅の登録・指導監督事務を担う政令市・中核市以外の市町村においては、登録・指導監督事務は都道府県が担うことから、基準や指導監督の方法等については、都道府県と適切に協議を行う（地方自治法の事務処理特例制度により、都道府県はこれらの事務を、市町村に移譲することも可能である）。

住生活基本計画（全国計画）の閣議決定

2016（平成28）年3月18日に、2016年度から2025年度までを計画期間とした新たな住生活基本計画（全国計画）が閣議決定された。ここでは、住宅政策の方向性を国民にわかりやすく示すこと、今後10年の課題に対応するための政策を多様な視点に立って示し総合的に実施すること、以下の3つの視点から8つの目標を設定することを基本的な方針とし策定された。

① 居住者からの視点	目標1：結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現 目標2：高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現 目標3：住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
② 住宅ストックからの視点	目標4：住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築 目標5：建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新 目標6：急増する空き家の活用・除却の推進
③ 産業・地域からの視点	目標7：強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長 目標8：住宅地の魅力の維持・向上

4節 バリアフリー等施策〔第3章第1節、第2節関連〕

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（建築設計標準）は5年ごとに改正されてきた。しかし、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会での国内外からの来訪者の増加を見据えて1年前倒し、2017（平成29）年3月に改正が行われた。

主要な改正事項は、以下のとおり。

① ホテル客室のバリアフリー化の促進：バリアフリーに配慮した「一般客室」の設計標準の追加、既存ホテルの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案
② トイレのバリアフリー化の促進：多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、個別機能トイレの分散配置を促進、既存トイレの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案
③ その他改正事項：用途別の計画・設計のポイントの記述の充実、設計者等にとって分かりやすい内容とするための記述内容の充実

バリアフリー法および関連施策の見直しの方向性についてとりまとめ

高齢者、障害者数が増加傾向にある中で、障害者権利条約締結や、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を契機として、共生社会や一億総活躍社会の実現に対する期待が高まり、さらに視覚障害者のホーム転落事故の発生等により、バリアフリーのハード、ソフトの両面から対策が急務となった。また、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議（2017（平成29）年2月）で決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において、「バリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、平成29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る。」とされていた。

こうしたことから、2017年2月末以降に国土交通省2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部バリアフリーワーキンググループが開催され、バリアフリー法および関連施策のあり方に関する検討会の議論も踏まえ、見直しの方向性についてとりまとめられた。

ここでは、施策の方向性を打ち出すにあたり留意すべき3つの視点として、①高齢者、障害者

等の社会参画の拡大の推進、②バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化、③ハード・ソフト一体となった取り組みの推進が挙げられ、論点ごとの施策の方向性が整理されている。

また、「交通バリアフリー基準・ガイドラインの本年度中の見直し」として、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令および公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編、車両等編）については2017年度中の見直しが進められ、2017年5月25日に開催された第4回「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」では、2018（平成30）年1月にパブリックコメントを実施、ガイドラインは同年3月に決定・公表とするスケジュールが示されている。

5節 その他の見直し

改正個人情報保護法の全面施行〔第2章第1節関連〕

「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」については、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化等を踏まえ、2015（平成27）年9月に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（改正個人情報保護法）」が公布され、2017（平成29）年5月30日から全面施行された（一部は2016（平成28）年1月1日等施行）。

改正個人情報保護法においては、「個人情報」の定義が見直されたほか、「個人識別符号」「要配慮個人情報」「匿名加工情報」などの定義が示されている。

個人情報：生存する個人に関する情報であり、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるもの。個人情報には、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含み、また個人識別符号も個人情報に当たる。

個人識別符号：その情報だけでも特定の個人を識別できる文字、番号、記号、符号等。生体情報を変換した符号であるDNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋、公的な番号であるパスポート番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等が当たる。

要配慮個人情報：不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報であり、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等のほか、障害があること、健康診断その他の検査の結果等、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたことが該当する。要配慮個人情報を取得する場合は、利用目的の特定、通知または公表に加え、あらかじめ本人の同意が必要となる。

匿名加工情報：個人情報を本人が特定できないように加工をし、復元できないようにした情報。個人情報の取扱いよりも緩やかな規制の下、自由な流通・利活用を促進することを目的とする。

改正前の個人情報保護法では、5,000人以下の個人情報しか有しない中小企業・小規模事業者の場合は、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業に用いる者）の適用対象外となっていたが、改正個人情報保護法により個人情報を取り扱う「すべての事業者」に個人情報保護法が適用される。ただし、小規模の事業者の事業が円滑に行われるよう配慮され、安全管理の措置について中小規模事業者に対しては特例的な対応方法が示されている。

このほか、個人情報等の適正な取り扱いに向けた取り組みを行う個人情報保護委員会の設置や個人情報保護事業者の義務規定の見直しなど、多くの見直しがなされている。